



信長記
七

信長記
島原合戦記
板倉政要
伊達政稔録
護國太平記

15
448
8



信長記
島原合戦記
抄録



信長記抄

○謝氏曰天子少人之分義與利之向而已然所謂利者豈必殖貨財之謂以私威公盡已自便凡可以害天理者皆利也

○五月十五日直山田の事

義徳公

○首領江湖暗結怨

○舟一夜思徳

○天公亦慰吾生

○月白蒼荒浅水秋

○依人心中

○凡一十身トナリ又ハ境ナク又海面ニウキテ死ス

○意病耐悲母嘉膜乃其人不能信之故終死敵國之
○官賢人十五ニアラス乃其用不能之故亡

○信長公御先祖之事

去天文二年中三尾張國ノ守護ニ武衛ト申奉ル中比ヨリ天
下ニ武衛細川島山トテ三管領ト号セシ其一人ニテ御座ニ
教代相繼テ彼國ノ刺史ニ備リ給フ其比ニ尾張ハ郡ヲ半分
シテ上ニ四郡ヲ織田伊勢守信安守テ岩倉ト云必ニ在城ス
四郡ニ織田大和守下知ニ隨ヒシカハ清沙ノ城ニ武衛公ヲ居申
我身モ城中ニ在テ守護シ奉ル彼大和守下ニテ三奉行ト云
織田因幡守同藤左衛門尉同彈正忠也此三人トテ清沙込
取行フ彈正忠也勝幡公ハ在城ス後ニ備後守ト申ケル是
信長公ノ又也ケリ 中興 信長ハ御名吉法師殿ト云 中興 藤原
鏡擊其情氣 一齊藤山城守入道ト云 三 福葉山ニ據家
ル 織田秀五郎殿ト云シ去九月ニ打死セシ因幡守ノ子也
清沙ニ奉行ノ其一人也 一土岐藝朝ハ北美濃大桑ト云所
ニ在城ス 一カクテ備後守殿尾州郡吉野ト云所ニ安山宮ヲ云

レラ一嫡男吉法師殿ヲ入ニケラセラル林新五郎平手中務大輔
青山與三右衛門尉内藤勝助彼等四人ヲ家老トテ相添玉
備後守殿天文己酉三月三日御年四十二歳ニテ逝去シ玉
法名批山殿ト申ケル兼テ建立シ玉ヒツ萬松寺ニテ様ノ御
殘ル一ツモナカリケリ此時嫡子ニ昂信長ハ十六歳ナリ
一水至清則無與人至察則無徒 日前 一山内四封ノ一也以テ車
ノ西輪トキト申傳一候是ハ偏屈ノヤウニ覺一申候者モ宜ニシ
カヒ對ハ十二ニテ四封ニ其餘ハ教一玉シ
一上皇貞節天下ヲ永ク治ント思召サレ文道武道ヲ兼用ヒ給フ
凡ソ見及ヒ申内第一御身持我意ニテ礼儀ヲシヒメサス先
祖先考ニ對シ不孝ニ御座由此ニツラ能ク御改候ハ如斯ニ
給ハ果メ御冥加不可有之事
一度天下ヲ治メ給ハント思召候ハ大忍大智大謀大義大勇ニ御

心ヲ碎カセ玉ヘ天下ノ任重キヲ無可比之 下略

川カリテ一寺ヲ建之メ即千清秀寺ト号シ忘日ニ至テハ自予ハ

世給フモアリシ 一自知迄暗丸人

美作守 孫勝ニ乘テ誇ル氣色ヲ森三左衛門尉 逢ニ日ヲ見テ今

日ノ合戦ハ御勝ニテ候ト申ケルカ果ニテ御勝ニリ成リケル昔元弘年

中ニ女多和一平六左衛門義勝ハ敵ノ將ノ誇ルヲ見テ源義貞ニ軍

ノ勝負ヲ評論元ニ楚ノ將宋義ガ事ヲ引テ味方治定カツト

云レモケニモト思知レタリ

美作守 義貞ノ置レシ條教ニモ他國ヨリ自國ニ犯シ来ル大将ノ心モ腫シ

士才ノ氣モ替リ 案外ニ成行物也必國ノ境ヲ踏越合戦スレト宣

シ父ノ言ハ言アリ 中略 信長婦人向五十年下夫ノ内ヲシラシバ夢幻ノ

如クナリ一度生テ受滅セヌ者ノ有キトテは舞ハセ玉ハ比留一キハ血ニ入

テ酒宴敷刻ニ及ケレバ官福大夫兵ノ文リタノニアル中ノ酒宴カトト諺

之レハ大ニ御感アリテ黄金三十兩引レケリ

上略 爲一平相國錦瓜鉄 中略 恰似螻蛄奮車轍同蚊咬

鐵牛

美作守 義貞ノ同朋林阿弥ト云者ヲ下方九序左衛門尉生捕ニシテ系名

信長御致教ヲ仕免リハ莫大増リタリ 則チ具レテ系レテ前後ノ

様體首共ノ假名實名御言有ケルニ申一併分明ト皆記シ付レ其後

林阿弥ニ引出物ヲニシテ駿河國ニ送之ケル

大御前

阿弥又左衛門尉利家未強四序ト申ケル等ニ側近リ召仕レケル中或時

同朋ワリナキ事仕出シ免テ誅シタリ 是レモ振舞方リケルトテ即當ヲ蒙リ

テ井ガリケルガ義元合戦ニ一番頸ヲ取テ参リケレ何トモ仰セサリケレハ

隨分トヨリ思ヒニトテ其頸ヲハケテ尻中ニツク入レ示敵軍ニカケテ頸

取テ見奉メ入ケレ侍氣色宜シカラサリキ此度又一番ニ切テヤリ首

ニツ討トリ捧ケルニヨリ御ニサレテ蒙ケレ誠ニ五ノ上ハヤリヨリ有ニホシケレ

トテ感せよ人のナカリケリ

信長兄弟東福寺に著せ給ヒケル中興連歌ノ宗匠紹巴未ヒロカリノ窟
ニ奉直室ニステ直ニ捧レルイカニト見ル処ニ御前ニツイテ居テ上下ヲモ取
P-ス

二奉年ニ入ル今日ノ悦ヒト申サレケル信長卿

上陸東幸ヲサシテ著テテ九近カ軍師直ニ西園ノ貞光久左エ門ト云モ
ノ是ヲ見テ只今ニテ行ハ奈良左近ニテハナキカ一升テモウシロクニスルモノ

信長卿一、御覺有テ勝レタムヲ留置レテ先天王寺屋ノ宗及カ菓子

信長卿著シテ晒衣ノ西袖ニ中リタリ中興是ハ杉谷善住坊ト云レテ鐵

信長卿ニノ事
○前向對鬼神節

上上存佐ニ木承復ニ頼レテ打スル也 中興 天眼不暗神明加護ヲ成ス

上陸徳川家康御進出テ大公曰其勝之術密室敵人之機而速

乘其利復疾撃其不意トアリ 本ノ
古人曰凡民所以為其邪竊盜廢法妄行者生於不足不

足主於無上度無度則少者偷惰大者侈靡各不知節

上下共ニ一分ノ勤ムキ杞要御在ニト見申候公ハ人ヲ知玉ヒテ挙

指其弊ヲ得テ以要トシ玉ハ治道モ必永ク福ヒ後裔ニ傳リ兆民ニ

其解澤ヲ蒙リ候レシ夫惟思ヒ内ニアレハ岳外ニ見ハル去リ國家
ノ政道ヲ專トスル者ハ其身ヲ有セズ學道ニ工夫ヲ具ス者ハ諫言
美ミシテ理當ラスト云コトナシ官祿ヲ欲ス者ハ其言飾ル忠義ヲ
思フ者ハ其言直也食色貨利ヲ好ム者ハ氣必吝也功名事業ヲ好
ム者ハ氣必驕ル本詩曰國正天心順官清民自安妻賢夫福少

子孝父心寛ナリト是皆好テ為所ノ中ヨリ出ル品ト見エ申候
能ク御夫工肝要ニ存候又六藝俊才俱ニ是テ威名ノタクニシセ
ニ事ヲ欲シ利樂ヲ好ム者博覧博識ニシテ度量不伸者客慮
多ク常心少ク卓異ノ才筆舌共ニ放ニニル者ナトテハ今世是ヲ
カレコキ人ノヤウニ申成シ候彼等コソ多クハ世ヲ惑ハス小人ナレト兼及
候者有ハトテ又一向ニ捨サセ玉フクシキ事ノ外ノ御比與先(リ)候事
浅井下野守子息備前守

室所殿及ヒナキ謀反ヲ企テ玉レシ事ヲサミシ申者ヤレタリケン治中
ノ辻ニニ札ヲ立テ一首ノ古歌ヲソ書ニケン

カソイロノヤレシヒエシカヒモナノアラクモ雨ノ花ヲウツオト
臣靴曰明者視於未形聰者聞於無聲能謀者謀於未

室所殿今ハ叶ハレトヤ被思召ケン御年ヲ継ニヒラセヨトテ仰レケル

信長御サスカニ害シ奉ル事モ猶不快ニヤオホサレケン信盛秀吉
鬼モ角モ相計テ何カモ送り進ラセヨト宣ハハ雨人嫌テ河内國
若江ニテ送届奉リケリ中略ニ信長公ノ人ヲ知玉ヒル事不殊
事ナカラ猶符節ヲ合スル如クナレ事コソアレ柳山御旗本ニテ近習ノ
侍ニ平等院ノ右左焼立先ヲ見テ早ヤ宇治河ヲ渡シワルト見テ
リ今日ノ先陣ニ誰ニテカ有ニスラント武井夕菴守潛ニ申タレシ信
長公御玉ヒテ堀川強ニ三郎ニテ有キト宣ヒケルコソノ不思議ナレ
テ真木島ノ御城相渡シ義昭公退セ玉ハ稲葉伊豫入道御之則ニ
希シテ今日宇治河ノ先陣人ニ世サセ候ハレト内ニ存シ定メシ間ナ
ホノゾラキ早朝ニ彼河岸ニ打望ニ候レニ下略
鳥居兵庫頭朝倉義景ヲ从錯シ義景ヲ拜シ腹カキ切テ失
ナリケルカ息與七郎乃根山峠ニテ討死シルヲ悲ニテ一首カウリ
思ヒツケ書置ナリ

先之レ小秋カ本ノ秋風ヤ残ル小枝ノ露サソフラン

十七ハ計ナル女一^首ノ^歌ヲトナ身ヲ井中ニ^様ヲナシクナリシケリ

廿三^{元日}ハヨレナキ雲モフホヒナシイサ入テニ山ノ端ノ月

一^{元日}王好^遊劍客^百姓ニ^癩瘡ノ者多ク楚王好細腰シカハ宮中ニ

敵婦多カリキト云リ君子ノ徳ハ風セ小人ノ徳ハ草也 下略

津田市^{信成}ノ乳母人小^瀬三郎次郎清長ト云兵病氣ニ

引^レル^リアリケルが津田信成打死トキニテ病中ナカライト、津田ヲウチ

シ敵ヲウチトリテ討死ス

荒川新ハモ度ニノ戦ニ少シ疲レテ休息ノ隙ニ堤ヲ下テ水ヲ飲

シカ甲ノ玄物ニ運ニ天ニ在死ニ定ルト書タリシ其文字水鏡ニウ

リヌラ見テ又馳入テ無比歎ハタラキレテ失ニケリ退ニ安ニト退

カリケレシ義ヲ重セヨ士タル者ノ利ナト輕ニスル物ヨト親シキニ

諫タリシカ其時モ思出ケルニヤ哀ナリシ事共セカリテ長嶋城北伊

勢五郎相添^{澁川}左近將監ニ歸リ置テ十月五日此^{信長}自^三既^ニ也

信長 合セケリ

天正三年正月七日信長公竹篠岡ハ在^川尉坂井文即高野藤藏

山台大^兵兵^勇尉ヲウテ正ニ四月ハ強テ畏幸ノ時ニテ又^其暇ヲ以

四人奉行シテ海道節^廣サ三^間羊^在ニ大道三^間道ノ多ク曲リ

先^所ヲハ見計ヒ直ニ^石ヲ除キ牛馬ノ蹄^等セサレヤウニシテ道

ノ西邊ニ松柙可植道ハ不踏者ナケシ^士農工高トモニ申懸ケニ

月中ニ其功ヲ終^シ尚^常民不^痛様ニト宣テ^金百^兩八^木五^百石

彼四人^賄賂トシテ下シ給フ是^第民ニ臨時ノ課^役ヲ懸ラレシ事ヲ

厭ヒ思召ニ依ラセ

長^條城ニ^家康^備ヲ^與平九^郎家正ヲ^竹就^シカレテ

ル^武田^四郎^勝頼^數萬^騎ヲ^奉シ^出張^シテ^彼城^ニ押^寄稻^麻竹

草ノ如ク打圍^中略^鳥居^強在^門信長^歸後^攻ヲ^請フ^使者ノ

仰テ許諾^{中略}家^{天ノ人}ニ云置^キ有^ト之^ル也^ル今^夜此^國ヲ出
十^六向^ノ高^山ニ^煙ヲ^{ツキ}シ^テ九^モア^ラハ^強志^ヲ堅^シテ^家正^一忠^ヲ盡^シ候
一^又之^取ラ^ヌ道^ニ極^ニシ^テ不^知ト^テ

我^君ノ^命ニ^カハ^ル玉^ノ緒^ヲ何^イト^ヒケ^ン武^士ノ^道 下^略

一^小西^果ト^云在^ハ元^末家^康保^ニ年^久シ^ク事^一レ^者ナ^リケ^ルカ^去
事^有テ^即氣^ヲ蒙^リ守^人シ^勝頼^ヲ頼^シ有^ケル^ニ四^片カ^心モ^叶ヒ
シ^カハ^腹心^ヲ思^フナ^シ或^時勝^頼小^栗ニ^向テ^汝ハ^軍内^者ナ^リ信^長方^ノ
武^運ノ^強弱^謀リ^知レ^カタ^メ且^大坂^并毛^利家^内軍^ノ多^ク畿^内上^下ノ
使^セヨ^トア^リケ^レド^兼テ^イヤ^ウモ^能ニ^イヤ^リ候^ニト^テゾ^上リ^ケル^ニ小^栗故
主^ノ助^当ヲ^蒙リ^シ由^来ヲ^思フ^ニ尤^已シ^カ此^ハ北^ノ省^ニ知^ラ一^度飯^桑ノ
討^テ成^ト常^ニ思^ヒケ^レ凡^其甲^以モ^ナク^空シ^ク過^行シ^必ニ^儀ヲ^承リ
先^事幸^ヒト^思ヒ^ケレ^バ本^田平^八宿^所ニ^往ラ^申シ^ケル^ニ其^レノ^有否^ハ
上^下之^候我^御氣^ヲ蒙^テ彼^手ニ^属シ^有事^全ク^本意^ニ候^子モ

一^軍ノ^功成^奉ラ^シト^申ケ^レバ^一平^八神^妙モ^申サ^レん^モ我^心易^ク思^フ
候^一且^日能^ニト^リワ^クヒ^申キ^ツト^テ頗^ニ伺^候ナ^ルト^申上^ケレ^ド誠^ニ是^天
ノ^與一^且當^家ノ^幸慶^純熟^ニん^必ナ^リ然^レハ^即當^ヲモ^救ス^レ疾^ク具^レ
シ^テ恭^シト^仰ケ^レ夜^ニ入^具テ^奉タ^リ中^略小^栗帰^テ詠^リラ^申ケ^レ
勝^頼不^斜悅^テサ^ラハ^流澤^河ヲ^越シ^向テ^原ニ^陣ヲ^取レ^トテ^二千^餘所^出
出^陣ヲ^張免^コリ^井田^カ家^運盡^免駭^レテ^下略^也
一^越苑^者使^向於^日孝^子曰^為政^何患^對曰^患善^惡之^不分^也曰^何
以^審之^對曰^審擇^左右^左善^則百^條皆^獲其^所宜^而善^惡
分^矣孔子^問之^曰如^言也^信然^善進^則不^善無^由入^也不^善進^則
善^亦無^由入^也
一^儀禮^經傳^曰孔子^道衛^{將軍}文^子問^曰吾^聞魯^公父^氏不^能聽

獄信乎 中略 孔子曰以礼育民譬之於御則害也以刑育民譬之於御則鞭也執轡於此而動於彼御之良也無轡而用策則馬失道矣文子曰以御言之左手執轡右手運策不亦速乎若徒害無策馬何懼哉孔子曰吾聞古之善御者執轡如組而駉如舞非策之助也且以先王盛於礼而博於刑故民從命今也廢礼而尚刑故民強暴也 中略 世人多喜言善行ヲヨミニ行ヒコト云トモ實ニ思フ人ニ稀ナリ取分日本ハ何事モ有名無實ノ國病甚シキヤウニ覺レ申ル此病根ヲ断シ給ヒハ君恩イカホトノ北民カ蒙リ候ハント申上ケル事ノ外ニソ感シ給ヒケル

傳長公感善行 天正七年四月廿二日終夜御物語ノ次テニ三条ノ所人宗運ト云者老ク父三事テ至孝ナリ実善考徳崇ニモヨクニシキト人ニ申ケル聖日ヨリ半石下賜リ請假免許ノ札モ申上ケケリ 下略

子千両被遣是日御應為狩ノ時民屋ニ入玉ヒテ安不ヲ問給ニ時先夫申ケル伯耆守殿ヨリ每物淳直ヲ奉トシ給ヒ元萬民穩ニル事ヲムニ好ニセ玉フナシト信長公トモ曾テ知ヌヤテ詔申上ケル間百感シ思召テノ事ナリケリ

傳長公日蓮宗論之ヲ余 仲土宗ハ靈譽上人貞安上人也法善宗ハ京都頂妙寺ノ白光常光院久志院妙顯寺ノ大藏坊諸宗誦法任使ノ不傳ナトノ宗論ナリ 判者ハ五岳ノ評ニ南禪寺ノ秀長老ツ撰出トシ又其以因果居士トテ八宗兼學シ先信譽ノ僧有リ折シモ安土ニ居ルケル間彼ヲテ秀ノ長志ニ差添判者ニ定ラシ 中略 抑此起リ建部紹智大限傳カカ所為也シカ刺無事ノ根モ承リ不申其宗不傳トテ又共ニ預フ被制不傳モ此宗ニ不根常ニ依リ賢人仕リタル傳僧ナリトテヒハ切ニシ給ヒケル哀ナリシ事也其比謙カ作セシヤ 偏將色莫多ノ我々李白桃紅一様吾 又

般舟三昧法華説都入松風竹雨声又

波多野被詳帝

日光カミケン真実打ワラシ四十餘年ノ恥ヲカキケリ

於伊賀國時方勢先利ヲ希

世要論ニ皇皇ノ善モ賞スル時ハ必ス勸ム所アリ織女ノ思モ計

スル時ハ必ス沮ル所アリト云一

レナルニ北畠中將信雄歸リ飛脚到来メ去十七日伊賀國ノ凶徒追伐

タメ中略 信長宣ケルハ中略 惣シテ天下草創シ事ト元身トシテ事モタメ

小敵ヲ目ニカケテ士卒ヲ常スん事大ニ吾北自奉意之所也其上小敵トイ

地ノ利ニ乘士卒一致セハ大軍ヲ以テ攻ム所トカ安ク侮ルヲセニヤ彼ト

云此ト云天理ニソムケリマコシ以テ忽ニ利ヲ失事歴然先ハ小志至リ

可取天道一可恐者也是ニ似ユラレ建武ノ古新田左中將義

貞京都ニ打テ上ラハ諸方ノ相圖ソレウテ忽ニ二年未ノ宿望ヲ遂尊

氏御ノ諸卒可打果ノ志ニ越前山黒丸ニ總ノ勢ニテ屠戮先屠

張ノ高経ニ目ヲ撃テ我身ツサ亡シケルヲ悔テモ除リタルヲ允テ

木高経(取ヒシカハ小敵ハ自ラ不戦シテ可屈只大綱ノ心也) 鬱(シ

然ラハ英傑ノ士ヲ撰 幸常ニ左右ニタカ(其申旨ニ可任英傑ヲ智

用ル法ヲ得ハ萬善衆事不令而自ラ利ラン天下ニ於テ何ヲカ不

トセニヤ予カ存知如也 下略

文者略之

六十杖束第一山老松積翠 白雲洞宮高大于阿房殿

城峻固於函谷関若不唐虞治天下 必應梵釋出人間

蓬萊三百里仙境 留與實仁永保

南化北者ナリ

信臣布施被口出ノ言ナ

ハ次ニシテ主君ノ大利ヲ得シヲ事ナラシ 傍輩ニ名ヲ揚サセニ事ヲ

存知分負の躬ノ者ヲ惠ニ且施シテ加(才藝モ兼備リ儒學ニ心ヲ

苦シテ遠慮深キ者也シカ其以(蒲生古兵衛大夫 親心) 興世シテ

信長公斯ル者十トシ聘セスニハ善ニ進ムヲ稀ナル一ト思ハレ近習ニ
被召加ケリ誠ニ倍臣ナリト云一氏義深キモノ才高キヲアレハ度ニ被
懸御辞或御感ノ昏ニ預リ或ハ如此召出サレ下等

大坂川跡大坂ヲ紀州頼朝ノ移リ玉フ

一甚九島事業ノ陽ニスキツル百分一武道ニ心ツカケハ父ノ越座モ加程

ニ有ニシキヲ無益ノ教寄ニ莫大ノ金銀ヲ費シ自然ヒロヒ預ヲモシテ

ル者ニ其業ヲ怠リ朝十々十而路地ニ出テハ塵ヲ拾ヒ教寄屋ニ入テ

堅柔ヲ評シ或宇治橋ノ一ニ御小佐目井ノ水大坂ノ水其勝劣

ヲ争ヒ教寄者ノ善惡ニアキラ隙ヲワイヤレ臣下ノ忠不忠善惡ノ少

法ヲ忘却シ唯明テモ暮ラモ繪巻ノ長短是不レモ道具ノ古新

不可不或ハ真正見解ヲ用ヒ如ク袖フリ月白風清境界ニ至ニテ

欲シ或ハ業ノ色香食味ノ厚薄ナトニイクラノ月日ヲ空クシ詮モチ

座ニ坐等ノ用ニテモ忘ト急ヲ不事無勿體候物メ方ハ志アル者ハ

花鳥ニヨリ達セテ知シ或ハ教寄ナトニ身ヲ帯シ工夫ヲ費スレ儀

ニ非ス天下國家ヲ知ル者ノ身ニシテハ賢哲英雄ノ心ヲ申リ衆智

ヲカリ諸侯大夫等國邦ノ安否臣下ノ賢愚曲直我ハ中ノ善石

善ヲワキニ心学ニ親学ノ得失ヲ勘ハ是ヲ以テ晝夜ノワカト世ハ他事

ニ心入ニシキ事ニテ侍ラシカ作去アサクトスキハサル者ハ氣味モキコ

ラカニ其品尤佳ナレハ教寄道ハ後本ノ明天子ニ守子其直ニ隨ヒ

不申事 一諸苦一因貪欲者布

門板依海守被處志流 親ハアリシテ母ハシテ年深嗔恚アヒソノ天下モ大形治ニリ時

其次ニ美濃國伊賀守以子且又先年武田信玄ト心ヲ合

タリシ事其隠レキニヨリ被處流罪軍惣シテ信長公ヲ情モシラヌ

鬼神ノヤリニ云アヒラ若シ事不科シカトモ如様ニ教年ノ御堪忍誠

ニメワラシヤリシ事也

〇鏡屋天下一号ノ事

後屋宗白云云し者ヲ村井長川守呂連手鏡ヲ以御礼申下略

○御馬搦事

前略 柴田修理亮一姨口ノ釜下し給ハルトテ

割ラテアヌナジミノ姨口ノ人ニスハセン事ヲソ思フ

抑此姨口ノ釜ト申ハ御當家相傳シテ重宝ノ内ナ故備後守殿信長公一御諒ノ時能ク秘シテ被持候ヘク去深忠ノ者ナトニ其時眞ニ隨ヒテ奥モ角モト被仰ケルトカヤ是モ香餌ノ下ニ必懸集アリ重宝ノ下ニ必死スアリト云事ヲシメサセ玉フ御心ハアツサキルサニ御心ヲ付ラシテ又サセヨリイトフカク覺ヘケレ

○陪臣溝口竹藪御恩賞事

同日旨ニ若州逸見監河病死ス此家ノ所領ハ千斛ナリシカ氏可相継實子モナシハ三千石武田孫八郎也千石溝口竹ニ被下此儘口ハ受領ノ伯耆守ト申セシ唯佳ト云テ其地ノ射却少ヨリ使立免事ナリ其

常ニ意誠心ニシテ武道ヲ心カケ毎事心ニ入免者ナレ陪臣タレ也千石被下ケリカヤリ陪臣ニテモ其者ナレハ賞禄アリ元朝上下トナリ却進ニヨリ苟日割メ日割亦日割也凡申ツシ

○作物記之事

或時作物ノ系入茄子ノ代表シ千ノ宝易利休居士ヲ以甘藤室ニ被仰付ニ時相國寺惟高和尚此記ヲ各アリシト也汝不知ヤト宣ハハ杉永兼ノ會席ニテ一覽申ル其信貴ノ城ニ燒失畢又其宮モ御座有ク候捧申ニテ塚ヨリ取寄上奉ル其記ニ曰古語云夫物以遠至者珍事以稀見者貴也中略十載秘家秘為秘賤輩人爾不得偷眼也中略此宝沈淪落西貢蠻手淹手塵土世所感之顯慨唱也中略世詞綺羅珍玩能使積育北来以可塵視現看焉下略

○天正十年二月廿五日伊勢方神宮乙遷宮三百年以降執行每

之今此目出御代ニ造管より多々趣上部大夫堀久太尉ヲ以望
申ケル其料幾ハクソト尋ラレ、二千貫御下行アラハ其外ハ神力
ヲ以テ免モク用モ可仕候ト申上レハ神主トハ必事ノ成ラシ事ヲ欲
メ重キヲ輕ク云ナス物リ只三千貫相渡シ候ト表ノ乱カニソ被
仰出ケル誠ニ事ノ外ハ御計ナリケリ

○武田四郎多御追代信濃國桑白事

上略味方ノ御勢甲斐信濃兩國ノ諸方ヲ攻入口ニ先懸河
表ハ家康御都々且御勢三ノ名好談、關東口ハ北条氏政都々
其勢三萬騎飛彈口ハ金太右馬其勢僅三千騎、本曾
口ハ信忠御都々御勢五萬騎、伊奈口ハ信長公都々御勢
七萬騎、伊奈口ハ東山色ト中略人情至テ不堅
ニ磨スハ必ウスル心至テ不白涅ニシハ必ウロム中略心ハ一身ノ
主宰中略一指掩目青山不見眼裡有壘三界空トイテ

○勝頼并子息信勝以下甲州新府ヲ退事

武田太尉信義ヨリ十代ノ末葉四郎勝頼ハ居城新府ニシテ
十死一生ノ合戦ヲ挑ニト思ヒ定メ天正十年三月二日夜家老ノ者
共ヲ召集軍ノ要否ヲ評スル中略小山田左衛門佐進出唯我籠
一被修御座候ハ三年ハ御兵糧以下如形ノ答ニテイテ候ハテ
申上ケリ又信州ノ住人真田安房守信幸ハ野州所賀事一御
座ヲ移サレ候ニテハ且御安堵ノ事モ有ヌハウ覺ニ奉ル内ハ藤
修理亮同國箕輪城ニ居住シ武田左馬助信豊ハ小室城
ニ居テ然レハ是ヨリノ路次ノ便モ宜ク有侍リ又御馬廻ハ百姓
下五六千人ノ賂ハ三年ハ免モク用モ計ヒ奉リテ二十心ナリ申ケルハ
何レモ此義宣ク候ナリトソ同シケル由テ左馬助安房守修理亮
ハ急キオノカ籠一馳取リ路次ノ便ヲ可存ヒ且テ御股給リ新
府ヲ立テテ急キ面ニノ居城一リ歸リケル數刻ヲ経テ小山田潛カニ

申上ケルハ阿賀事ニ上野ノ事ニ侍ル早自國ヲ立離シ給フニ成リ都
留ノ郡ハ甲州ノ事ニテ御座候ハハ願ハル古館(忍ハセ候)カレト
言ハテ工ニ申ケル勝頼運ノ盡ケン駿ニヤカリ詠リ古館(赴)セ奉リ
近キ邊ニシテ違テ止テ勝頼ヲ度ニ送セシテ信忠歸ノ忠告ニ
イ知レカ一命ヲ即ラント度セシ体心ヲハ兩路モ曉セ申所至極
サリサハハ函カ館(赴)キナント定メ玉ヒケルコリカケレ中略疲馬鞭筆
ヲ不恐中略武田四郎以子ヲ頼ヲ持參イタシケレ信長公一首ノ
狂歌ヲソ思ヒツケル

勝頼ト名乗武田ノ甲斐元ノ軍ニニケテシ十ノケレハ
中略東國は度居中略善惡同則功臣倦ト候功臣倦則衆事實急
宜ク失テ國危祿賈不空財功勿踰時ト云ハ訴事出来之時
ハ深可被盡淵底也中略虞苦ノ訴聽訟者買人ノ事無訴者
聖人ハ化コソ以テ可被其心行事

一萬事妻妾ノ口入可禁之女人ノ執行ニ依テ敗テ取事向多レ往
古ハ流例ニメ今案ニ非ス尤深可相與之事

一上以夫学術ハ釋門ノ勤ル事ト意得来事無是此次第候一
人ナリ此士ニ學者アルハ最大切ナル事也其方如存知予無学候
間國家ノ事過舉ノ可有之候然間人民安否如何有キト調
帳至極ニ候事

一為主人者何事モ是ア員偏頗有カラス古語ニ日月ニ不為ニ物
晦其明上生明王ニ不為一人狂其法ト云リイカニモ明白ニ萬事ヲ
行有申事

右十五箇条堅ク守リ其所ニ心ヲ止テ可用トテ流川ニ被下ケリ堂
君臣合體之御事勤理世安民ノ御心緒教有リ事凡也
○自來御帰上之夏

上略 不盡山 宋朝ノ景濂カ詩ニ

絶入層霄富士山麓 蟠根直壓三州間 六月雪花翻素

我朝ノ詩人萬里ノ詩ニ

皆雪無雲天 厥年夏寒 常住不知冬 東遊若過作詩

定家卿

中ニニ雲ヨリ上リイケラズ見ヌルホトモ 高キ山哉

家隆

山ノ高根ニツタヒキテ富士ノスノ野ニカシク白雲

宗祇

白雪ニヤマイロノ山カ不盡ノ嶽

俟長公今川ノ義元ノ千本櫻花ノ楮モ名ノミナリケルニ 植置シテ
ノサカモヤウヨリ成ツレト仰ラシテ一首思ワケ玉フ

今川ノ流ノ末モ絶イテ、千本ノサクラ散スキケリ

中略 四月廿一日 安土ニ歸リ玉ウ其比三男三七信孝ハ四國ヲ

拜領シ給テ兵士數多御掬有テ勢込ヲ沙汰シ玉ヒシニ一萬五

千餘騎トリ起シ分ル辰ニ五月十一日ニ摺州住吉ニ下著シ給テ兵

船鐵炮玉藥等用意羊トリ聞シ

○家康御御上洛ノ事 徳川家康御今度駿河國御拜領ノ御禮トメ御上洛十廿ケ

ルカ穴山梅雪ヲモ被召連ケリ 五月十九日安土山於惣見侍 幸郡

遊魚ニ盡シ家康御ヲ御慰マシ 中略 廿二日ニ高雲寺ノ御殿

一家康御ヲ招請セラレ穴山梅雪酒井左エ州尉石川伯耆守共

外家夫ノ衆ニ至テ何レモ被召寄テ悉モ自身給仕アリシ朝ノ

美膳賜リケリ然テテ徳川殿ノ手ヲヒキ殿守ニ上ラセ給ヒ被召

連タル諸士ニ至ニテノ巻ク見物ヲサセウレ又モトノ御殿ニ御成アツテ夜
半ニテ色ヲカ様ヲカテテ下寮ヲリ盡サレケル角テ廿一日ニ家康御為
冬内御上洛アリ洛中残ル所ナク心静ニ一見シ玉フ様ニト長谷川
竹後号越前ヲ案内者ニ被相係織田七兵衛尉結隆惟佳也
御座門尉長秀モ大坂ニ於テ振舞可申上テ被差上ケリ
○惟任日向守謀五事

天正十年五月六日惟任日向守中國為出陣坂本ヲ丹波亀
山城一打越シ翌日笠置山ニ至リ社頭ニ一宿參り就シケルカニ
三度瀧ヲ取タルトカヤ同廿八日ニ西坊ニ連取兵行アリ其卷有ニ
時ハ今天下レル五月哉

水上ニサル庭ノ夏山
花オツル流ノ末ヲセキトテ

西坊
紹巴

カリテ百韻事終リ龜山一リ帰リケル中略六月朔日ニ惟任日向守

光秀龜山ノ城ニ於テ明智左馬助同次右エ門尉甘藤田傳五郎
藤内藏助溝尾勝兵衛尉等ヲ呼寄曆ニ云ケルハ各々命ヲ申
請座事候カ同心有キニ於テハ不評談不然ハ光秀カ首ヲ被刎
候ト下何ノヤナク申ケル人ノ者トモコイカニト申サレ息ハツテ
覺ツ、互ニ目ヲ見合セタル計ナレ左馬助進ニ出テ、申ケルハ今日ヲ
主ト頼奉ル者凡カ一太事ニ當テ誰カ見儀申サレキ何事ニテモ左
馬助ニ於テハ御請申候トクノモシケレバ残ル四人モ皆其義同
シケリ下略

○羽林傳忠御最期事

三位中将信忠御ハ妙覺寺ニ御座有ケルカ此由聞召テ信長公ト
一手ニ成給ハントテ打出下京ト急セ玉フ必ニ村井春長軒父子三
人馳向ヒ本陣寺ハ早御慰モ燒シ後改ニ落去ト見及ヒ申候条ニ
糸ノ新御所一楯竹置ラセ玉ヒ直候ハント申ケレバ直ニ二糸一取入玉ヒテ

只今爰に戰場ノ岐トナリ親王同若宮ヲモ禁中(行啓成シ
奉レト春長軒ニ仰付ラル是ヲサイコノ御暇乞ト思ハレケン御心中モ
サコソト哀レニ覺ケシ中略義ヲ金石ヨリモ堅ク守リ余ヲ塵芥ヨリ
モ輕ク中略 爰ニ尾州ノ住人梶原左門尉カ鑓子松千代丸生年
十三ヨリケルカ其折シモ病ニオカサシ己カ宿所ニ居タリケルカ御所中
ノ様ヲ聞未如推ナリト云尺有繫^{サス}ヲ取ノ子ナレバ何モシテ我ヲ
ツレテ御所入ヨ御事コソ不叶氏唯フシカフ敵ノ刃ニナリ君御供
申サント實ニオトナシヤカニ云ケレト同名ノ家子又右衛門上春強テ諫
ケルハタトヒ御所中ニ入奉ルトモ此有様ニテ其詮ナカルシ君御父子
コソ今逆臣ノ者ニハカサレサセ給フトモ如何様ニモ御親族ノ人ニ一度
逆徒御追討ノ儀アラシレバ暫ク先療治ヲ仰玉ヒテ其折ヲ得テ
忠節ヲ盡サレ候(サアラハ某御所)馳入此様ヲ申上御名代ニ乍恐
信忠御ノ御供致シ候ハント云捨テ居タル所ヲツニト之馬引寄打

乗請鑓子合テニ條ニ馳付寄手ニ打給レ御所中(ワリ入テ廣縁
ニ跪キ松千代為體委細ニ言上シ主人代官ニ某御敵ヲ防奉フシト
申上ケレバ至忠ナル旨御感ニ預リ則御長刀下シ給リケレバ其戰場
ニサラス凡實ニ後世テノ面目ナリトテ再三頂戴シテ敵數十人ナキフ
セツキ伏セテ終ニ打死ス其忠節ヲ感シ陪臣ガリト云尺阿弥陀寺
ノ過去帳ニモ三四人ノ間ニ書載ラレケルトカヤ 中略 爰ニ松野平介ト
云者ハ西美濃住人ニ伊賀伊賀守家才ノ者タリシカ文武ニ達シ
名清白ノ士ナル由南エアリケレト信長公被^レ召出千貫ノ領知ヲ被
下^レ其折シモ八幡ノ糸以就シテ居合申サリケレト其報御意
思ニ以度ノ御大事ニハツゲル事本意ナキ仕合神明ニモ放シレ
ヨ神ニ詣ツルモヤ様ノ祈ニテコソアト恨ニ思ヒ此上ニ惟任ヲ頼由
シテスキニモアラハ指遣テ亡君ノ恩ヲ死後ニ報シ奉ラニ物ヲト藏胎
臆テ高藤内藏助ニ近付日向守カ所一毎日出仕シケレバ曾テ

アタリ一モ不寄付一刺生害ニモ可及カト沙汰アル由ホノ聞テ
イヤクカドラレテ生害ニアハシキ却テ不覺ナルシ唯信長公ノ御
為ニ追腹ヲ切リ外ノ事アラジト腹十文字ニカキ切テ自ラ喉ヲ
アラカイテソ失ニケル余ニ義ニ依テ輕シトハヤ様ノヲヤ申一キ土
方凍布兵衛尉去者ハ白河邊ニ有レカ諸鎧ヲ合馳ケレ氏時
刻後リニ糸ノ合戦モハツレ今ハ無^{セン}為方自害ヲ遂ケ君ニ追
キ申サント云ケレハ亭主是非思召止リ玉一鬼モ角モカレ可申ト
色ニ制止ケレ氏今迄ノ情^ナ形見ノ物トモヲ古郷一送り届ラタヨト
テ宿ノ主ニ暇ヲ乞^ヒ腹切臆ヲ活トツカ出シウリ臥ニ成テソ伏スル

○信長公早世ノ事

一平手中務大輔カ諫申セシコトク孝行ノ道厚カラズ殊ニ無礼ニ
御座セシニ依テ果シテ冥加ナリ早ク過サセ給丸^レ下^ル候
一上^ノ家礼曰君子作家必先祠堂祠堂ニ高曾祖考四世ヲ祭ル

始祖則圓丘ニ祭テ百世不遷者也然ルニ或ハ此阜或ハ安土其居
ヲ改ルニ一度モ此禮見エス外神之祭ハ暫ク置又先ヲタモ^リ玉ハス
何リ人^ノ君^ノ道^ナ道^ナナラシヤ^下略

一上^ノ略 每物有^レ経緯^ニ文道武道治道ノ経緯ト云^レ氏文道殊ニ
杞要ナラメ而シ武道ノミヲ以テ治ントシ給ヒ^レ木ニ縁テ^テ求ルニ
同シ是ニ依テ其成功終ニ^ニ立サリキ

一高野山一事ノ子細有テ泉州堺人代官松井友閑法印ヨリ催促
一武士三十餘人遣シニ戸障子蹴破踏破墨物雜具擲廻リ
打擲^テ刺^シ古^ノ老^ノ碩^ノ学^ノ氏^ノハ^ス堂^ノル^ヲ幸^ニ打^テ擲^ニ及^シカ^ハ一^ノ山
會合^シテ^ハ會議^シケ^レル^ハ抑^シ山^ノ開^シ瀾^有テ^ヨリ^カル^タメ^レハ^未聞
理^非ヲ^ワカ^タハ^コリ^免ヤ^リ沙^汰モ^有一^ケレ^暴虐^無道^ノ如^原一
一誅^スス^ハ禍^救フ^ニ由^ナレ^ト評^定シ^テ其^謀ニ^此催^促ノ^武士^ヲ
分^テ營^應奉^ラント^云ツ^ハ間^ヲ隔^テ寺^三箇^一所^一請^シ入^中方

ノ衆徒中面ニ手分シテ押寄一人モ不洩討亡シケリ此旨聞召
ナリ大ニ憤リ思召ラ廻國ノ聖ヲ國ニ又教百人見合ニ害シ
玉ヒテ刺高野山ヲ亡シ給ハントテ彼山ノ四方ニ向城ヲ拵兵糧
詰ニセント計リ給フ是ニ依テ滿山ノ衆談一味同心シテ大師ノ慈
法ニ奉平六億七千萬歳慈尊出世ノ曉ヲ期ス今此時ニ至テ
断絶ニ及ニ事悲ムニ計アリ上テ大法秘法ヲ修シテ老若カシ
ヲ碎キ祈リレカノ靈験多クシテ三七日ニ滿スル日信長公為
任亡サレ給ヒ又是即其本元ノ實ヲ弘シ玉ハス罪ヲ己ニ帰シテ
自ラ責給フ心ヲハセスレテ偏ニ他ノ科トシ心得給フ故ヨリ彼ヒ
ジリヲモ多ク殺害シ玉ヒケマカハル惑疾アラハ何ヲ以世ノ準繩
億兆ノ民又正シ給ハレヤ下略

一信長公御身金石ヲモ欺ク程ニ信ヲ堅ク守リ給ヒシ依テ人ノ
非ヲ以ノ外ニ惡クイニシメ給ヒリサレハ臣ノ職分違フ有ラハ殊ニ惡召

志シ給ヒスレテ一旦寛宥ノ儀アリナカラ腹黒ニ内ニ秘サセ給ハ多
クノ年ヲ経テ教輩流罪等ニ慮セラレキ當一善則衆善御
討一惡則衆惡恐况其類善類惡乎是ヲ以惟任日向守己
上ヲ計リシルニ此義積累メ覺ケレ陳シ申上モ宥給ヒシ今コソ
色ニ見エサセ給ヒズ凡向後必定戒ラルレト思宥メレカハ還テ逆
寄メ執シ奉リ又己志ヲ盡シテ人ノ己ニ忠クアラシ事ヲ不欲去至
言尤至當セリ必上下舊怨ヲ以義ニ付テスツキ物也サレハ伯夷
叔育ノ一希也トカヤ義ト氏ニ比ハハ永キ恨豈可存乎下略

○瀨川武藏野合戦之事

去程ニ瀨川左近將監一益ハ關東官領職ニ任セラレ上野國
既橋城ニ在シカハ關八州ノ大名小名咸既橋城ニ居ヲト上
下ノ因ミテ深セント媚ヲナスヲ恰モ昔平相國清盛公源氏ヲ
討亡シ勢一天ニ覆ヒ成テ四海ニ振フカコトシニコトニ日ノ本ノ將

軍ト今ニヨハレシト信長公戯レサセ給ヒシカ左モ有ツウソ見エ
タリケル中興カムテ一益急キ打テ上リ惟任ヲ可討果ト被思ケルカ
先北条左京大夫氏政ト遊一戰其後八州ノ仕置等堅固ニ申
付上候一レト同意與カノ國人及ヒ家老ノ臣ト評議一決シテ因
十廿日ニ至小田原表發向スキニ極リ先十五日ニ定メ四道又条ニ
一三九二節八九一益長子二人ノ内繼ヒ合戰ノ習失勝利トモ一人命
ヲ全メ惟任ヲ亡サン謀ヲ身トモニ可存事

一松枝城ハ上方ヨリ八州ヲ可知ニ於テハ究竟ノ地也瀧川ニ替テ又者
ヲ居置候一ト信長公被仰シカハ津田小平次ヲ入置可申カト
伺奉リシ時且シカラント宣ヒシ也其御詞ノ末トシハ松枝ニ全在
城其旨ヲ可存事

一瀧川嘉次郎後ヲ中興ハ人質百余人有ツルヲ預置之条合
戰ノ習利ヲ失フ事アラシク時國人弱ヲ捨強ニ付テ心ヲ憂ス

事過半ナルレシカ用テ吾討死セシトナラハ忠不忠ヲ撰ニ分ケ生害
メ汝ハ當城ヲ成キ程持固メ死ニ當リナハ生ヘカラズ唯義トトモニ
比スキト老ト也此外種ニノ云オキ有トリ聞エシ實ニ其ハ義者
若年ナリシカ用備義ヲ兼免者ト思ヒコメシニヤ男色ノ好シ不
淺メ今茲大任ヲ課セテモイサカ不宜事モナキヤウニ有ツルナリ
一益名將名ニヨリカ様ノ振一ヲモ兼テセラレタラン 下略

○馬駿之事
永祿ノ比三ハ馬駿ト云事ナカリキ元龜ノ比ヨリ初リ次第ヲ長シテ
今ハ此レノ要トス

家能而後官人者成功之天也論行而後納交者立名之士
也
有女志則枉而順人情
中興 家口録 全 續 毀 銷 骨
ナニ云傳又古ハ機変クテ人多数言トニ陷ル

防患放微 中略 古曰尺蠖穿堤能漂一邑寸煙燬
致灰千室 又兩葉去サレト芥柯ヲ用テニ至
志大則才大
侯約

家アラシクノウツハモノ本ヲモ馬車ニテ清ラツクスナ

信長記十五卷元和元年仲冬鏖釋而行世矣然謗謬不少故寛

永元年孟夏丙辰 而上梓焉

○香夢ノ生アリヨリテ終ニコレヲ梓行ス

大内和泉守牛一輯録小瀬南菴道喜居士重撰トアリ

信長公左府ノ士ニテ尾陽春日并郡人也

三程全書或問作文害道否伊川先生曰害也凡為文不專一意則

不工若專一意則志局於此是安能與天地同其大也トアリ

明德二山名嘉吉ニ赤松存仁ニ義政公相繼テ大乱世ニ起ケリ

島原合戦記抄源

○其利師權佐ありし事

○島原合戦前の島原の事

上略 寛永十二年丁丑十月下旬 郷民為島原之役と
於此島原の守備を以て長門守勝家と号す 中略
大矢野に於て千束を奪取す 大江原を以て出雲志軒の若
太助と稱す 少人のやうきくんのそと
を以てきくんの少人若者ともいふ 小島村に於て
之を以てせんれと名づく 天竺郡大矢野千束と
しりし島原長尾を以てありし由年記前國言す 本
名取島原のらり 島原に在りし長尾村
のしりし島原長尾村に在りし由年記前國言す 本
名取島原のらり 島原に在りし長尾村
のしりし島原長尾村に在りし由年記前國言す 本
名取島原のらり 島原に在りし長尾村

○以倉人取津村母島村 郷等 言末の成つる事

○松平の取置敵軍 舟橋内より二江村一嶺^カを攻めし事
 上兵瑞鶴細川あるの事江にありし事いばあ國の家臣
 小この山は佳きとてきくか皆とこといひふらこい
 少く瑞島位徳守掛松の留字長伊左早もき前之
 手船崎少くお許し瑞島若城下流送るよりお吉
 としとて知州田の字おいふきり細川敬律守忠利
 の留字長よりお志水伯耆守とていひお人おいふ余り
 卒し北條の國川尻とよとていひとていひきり
 ききともていひ下れ清原長守とていひ海國とていひ
 とていひとていひ下知りおとていひ小國とていひとていひ
 おいふとていひおとていひとていひとていひとていひ
 とていひとていひおとていひとていひとていひとていひ
 此目有る瑞府内小長はありお瑞鶴松平お丹波守之也
 ○松平神代

しはをたりんかよくとていひおとていひとていひ
 瑞本小波をいひとていひとていひとていひとていひ
 ○天守吉利と丹起事也
 大矢野お大司衣の事
 天守城代三定は無御射有津一佳とていひ
 竹有津坊天守一押命也
 石川龍島ありおとていひとていひとていひとていひ
 おんありこの地お名も又甚お怖ら子に御射也
 天守城代三定は無御射有津一佳とていひ

○鴻巣一揆は徳川等天守御前大将小吉也
 ○吉村と丹等諸子(お吉)也
 并本波合戦之事

○市津勢為是に於城二年

○為是の城に佐藤等為政改年

○治承三年に佐藤等為退治法勢押付年

○一揆に郷人等東の城に推人起記年

○不取小と信として板倉四郎石谷十兵衛百人等
以て肥前赤松山下に陣す。その時、赤松の郷人等
一揆のかりしとて、赤松に倉寺沢小原、飲忠
政のうらやみ、赤松を切す。赤松、赤松の赤松
を使者向く。佐藤のかりしとて、赤松の赤松、
かむかむの方、赤松とて、赤松の赤松、赤松、
赤松の赤松、赤松の赤松、赤松の赤松、赤松、
赤松の赤松、赤松の赤松、赤松の赤松、赤松、
赤松の赤松、赤松の赤松、赤松の赤松、赤松、
赤松の赤松、赤松の赤松、赤松の赤松、赤松、
赤松の赤松、赤松の赤松、赤松の赤松、赤松、
赤松の赤松、赤松の赤松、赤松の赤松、赤松、
赤松の赤松、赤松の赤松、赤松の赤松、赤松、
赤松の赤松、赤松の赤松、赤松の赤松、赤松、
赤松の赤松、赤松の赤松、赤松の赤松、赤松、

守勝家の御守名は守寺沢、赤松の御守名は赤松、
赤松の御守名は赤松、赤松の御守名は赤松、
赤松の御守名は赤松、赤松の御守名は赤松、
赤松の御守名は赤松、赤松の御守名は赤松、
赤松の御守名は赤松、赤松の御守名は赤松、
赤松の御守名は赤松、赤松の御守名は赤松、
赤松の御守名は赤松、赤松の御守名は赤松、
赤松の御守名は赤松、赤松の御守名は赤松、
赤松の御守名は赤松、赤松の御守名は赤松、
赤松の御守名は赤松、赤松の御守名は赤松、
赤松の御守名は赤松、赤松の御守名は赤松、

○十二月赤松一為政二年

○元日赤松一為政二年

○松平伊豆守佐綱に伊豆門氏継有間下向年

○出陣せよ、か勢、二年

上皇弟の御守名は赤松、赤松の御守名は赤松、
赤松の御守名は赤松、赤松の御守名は赤松、
赤松の御守名は赤松、赤松の御守名は赤松、
赤松の御守名は赤松、赤松の御守名は赤松、
赤松の御守名は赤松、赤松の御守名は赤松、
赤松の御守名は赤松、赤松の御守名は赤松、
赤松の御守名は赤松、赤松の御守名は赤松、
赤松の御守名は赤松、赤松の御守名は赤松、
赤松の御守名は赤松、赤松の御守名は赤松、
赤松の御守名は赤松、赤松の御守名は赤松、
赤松の御守名は赤松、赤松の御守名は赤松、

○二月廿日吉利支丹等在討小部年

○二月廿日吉利支丹等在討小部年

并 （系城五之元在追ひの一者ありし）寺田角左衛門も根村も一交ふりしことし
根村海軍兵衛の父急の事

真系の城一着の中島満島は御自身御系花守
 守の子息在忠徳の佐高自守十七年 中興一擧の士將に
 府と細川頼中守忠利の家之隙の佐高門より者討に
 討死する事とせきことしし 中興系之城あり討死合下
 千百五拾六人も底と被り士卒六千九百廿余人都合
 討死身負の士僕どもも八千八百六十六人も討死せしことし
 ること外軍使士諸軍人討死多ししことし 戦しく
 事りし事

○山田右衛門作死を成て一生と得る事
（切立丹ありし）
 上野末細矢小志孝子の事なり左衛門佐の持足所なり
 事りし事

○号の之取揚法的事 左倉足元流刑事

上興のしし取小師もも中興より又右田侯守守
 善後とて象て是れ豊の小倉より善のよき事なり九代の
 法將とて是丹小倉小石号せし事ことししは作りの
 事りし事故を介左島系に事なり取の一擧は都
 て取守の法は頼朝ももあもはありは死則小師に
 んはしきことし 慎密をかき事即相余吾門といはは
 の園（庭園）もも毒肉記し事故に事り事金宗相食
 右由とて法被園一庭もも生動を法守し事飲する
 中宗寺次を存せし深料種まふありしは法蓮を
 免許ありし事事事り事とらるる事御系花守
 守父子満島佐高守ありし御軍法とてし事 （ナカガキ）
 事料小師は御系とて象りし事事ありし御敵
 免しきことし事 （下興）

[Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

板倉政要

伊達嚴秘錄

護國太平記

抄錄

叔倉政要抄

○終書

^若親より子に傳へたるは、女理法と論は、子の縁ふおぼし
 たるは、親より、不孝と。子より、親を對
 して、不孝と。是事、不孝なり。他人之先、た
 るは、親より、父母の女、と。いふは、親の親を對
 して、不孝は、服を穿て、親を對して、地
 親意を、都て、悉く、不孝なり。今、親の心、
 以て、之、以て、之、一門、海家、と。いふは、親の
 意、を、存し、之、申、え、たる、の、一、時、は、少、く、
 申、候、し。

中興

有 継父母小名存りも之也子身十年八月より
授育せしは継父母、実父母より之を存
けしは事

○法心法を授
親の料、子小親之し子の料、親小親之るは
許法人、其の理運を以て、特別と爲る者、其
後、子、其の可成、其の年、其の心、其の
年、其の彼者、其の理、其の心、其の心、其の
子、其の彼者、其の理、其の心、其の心、其の
子、其の彼者、其の理、其の心、其の心、其の
族、其の彼者、其の理、其の心、其の心、其の
族、其の彼者、其の理、其の心、其の心、其の

○法心法を授
子、其の彼者、其の理、其の心、其の心、其の

子、其の彼者、其の理、其の心、其の心、其の

子、其の彼者、其の理、其の心、其の心、其の

子、其の彼者、其の理、其の心、其の心、其の

子、其の彼者、其の理、其の心、其の心、其の

子、其の彼者、其の理、其の心、其の心、其の

○法心法を授
子、其の彼者、其の理、其の心、其の心、其の

子、其の彼者、其の理、其の心、其の心、其の

○法心法を授
子、其の彼者、其の理、其の心、其の心、其の

後集

○之御師之儀之旨は 後出の条目

中興

一 小前所結ハ方とをせし 此の御中ハ小前所結

と云ふの之を付々下を尋ね

後集

其之和九年十月

此年中

○寛平年之御師之儀ハ御師之儀ハ寛平年日誌ニ

ハ所結御方御師之旨

一 百名

七人掛御

一 百名掛名

十人掛御

一 二百名

十人

一 二百名

十人掛御

一 二百名

十人

一 二百名

十人掛御

一 二百名

十人

一 二百名

十人掛御

一 二百名

十人

一 二百名

十人掛御

一 二百名

十九人

一 二百名

十九人

中興

中興

十九人

一 二百名

十九人

一 二百名

十九人

一 二百名

十九人

一 二百名

十九人

一 二百名

十九人

一 二百名

十九人

中興

十九人

一モ彼類ヲ括セテケテ置

一 東照神祖東三河三下石ヨリ天下ノ武將ト仰カレ玉フ

一 古人ノ言高木風ニ折ルノノクト

一 石又也テ後ニ入ルニ因シ 一 面張牛皮

一 世トテ後ニ七轉ヒ八起トイフ 一 木ノ下ニ雨モル心也

一 伊達ニ社仕奉ノ時豊千代殿ヲ雅坐落居ノ娘於市正妻ニ寄

一 豊千代殿中略ニ寄リテ遊セシトモ雅坐落居ニ承リテアリ

一 忠角中略ハ世ニシテ表向急成伊達止野一足取ケ交

一 下カレ 一 三人扶拐 一 一美心是請士甚迷者イカレタリ

一 大猷様様様様

一 後子ニモイハレカマレノツケトイフ

一 世ノ後ノ事アリ

一 一ノツケトイフ今ハ神子ト云ヘトイフ

一 柴田輝を為人俣トイフ今ハ板倉内膳ト云ヘトイフ

一 一ノツケトイフ今ハ板倉内膳ト云ヘトイフ

一 一ノツケトイフ今ハ板倉内膳ト云ヘトイフ

一 一ノツケトイフ今ハ板倉内膳ト云ヘトイフ

一 一ノツケトイフ今ハ板倉内膳ト云ヘトイフ

一 一ノツケトイフ今ハ板倉内膳ト云ヘトイフ

一 一ノツケトイフ今ハ板倉内膳ト云ヘトイフ

一 一ノツケトイフ今ハ板倉内膳ト云ヘトイフ

一 一ノツケトイフ今ハ板倉内膳ト云ヘトイフ

一 一ノツケトイフ今ハ板倉内膳ト云ヘトイフ

一 一ノツケトイフ今ハ板倉内膳ト云ヘトイフ

一 一ノツケトイフ今ハ板倉内膳ト云ヘトイフ

一 一ノツケトイフ今ハ板倉内膳ト云ヘトイフ

一 一ノツケトイフ今ハ板倉内膳ト云ヘトイフ

一 一ノツケトイフ今ハ板倉内膳ト云ヘトイフ

一 一ノツケトイフ今ハ板倉内膳ト云ヘトイフ

一 一ノツケトイフ今ハ板倉内膳ト云ヘトイフ

川邊千代殿後三從三位ノ中將陸奥守細村ト号シ此七年ニテ
養子吉村一家者ヲ譲リ麻布ノ屋敷ニ以テ居有リ

酒井高元祖ト号ス

酒井元少左衛門五郎左衛門ト云後三少左衛門ノ名字ヲ酒井ト改ム徳
川ノ御先祖新田義貞ト不和ニシテ徳川満氏出奔シ堀井村
並即左衛門カ塔ト成テ一子ヲ生ヌ後ニ酒井ト号ス満氏
此所ヲ離別シテ同國中山ノ郷村ニ在リカ塔ト成世良
田次郎三郎親忠ト名乗軍功方テ中山七郷ノ間ニ武ヲ逞
クヌ其末孫岡崎三郎清康同族忠臣ト云

東照大神ノ家康公ト申奉ル也酒井以此縁ニヨリ元代ニ
大夫職ト申中三毛雅楽頭忠清此ハ三代大將ノ執四代目將軍家細公ノ
御代ニ仕一古ノ北条ノ如ク威勢此ハ下馬將軍ト云ヲ重テラトセリ
川栗美佐元末小栗又市ト云大神君ノ御佳書目録

也ケルカ秀康公附サセラレテ一万五千石ヲ領シ越後家ニテ
勢ヒ肩ヲ並ナル者ト云酒井殿モ他甚ノ格式ニ思ハレテヒトト
栗ト合侍者歟越後殿ヲモ亦手ニ角ントス夫セラレケリ誠ニ恐

腹ニスエヤ子

細村公細村ト云家細公ノ御舎弟也甲府公ノ御甥也

心腹ヲ奉サレシスルモナラシ

川邊高元久海井河内守ニ命據レテ討死ノ覚悟ニテ碎サ心ヲ
隠けい灰埋ラシト云ナリ故中ノ心ノ有リ

あまの位者たまふりし下知事より少年正一年の
はる害別 権使小忠康之にうまむ海軍少佐吉田修
理も人もは次男秀康之を大関秀吉之に以て其子也
あり之河守正相豊臣に以て秀康之を中世の将軍に
結城北條の尉晴頼の方一秀吉之に計いし一々曾孫子
とあり其長五年國ヶ系一我の御り秀康之を正業少と
佐藤の人也といふも山守旅之を正業少と一正業少
のたをわし上杉中細之方系景信と相一系信の甥は
上下一すも後留一を國ヶ系に石田助也一も武田景
智也あり家康之に感心少一誠希一國と相一誠希中
細之と稱一と歎ふも誠希忠之之徳也あり 中世より系
正代將軍 忠徳公は子孫は正業少に改めしは正男に
甲有宰相馬政源敏長徳公云二松石の山守也ありは正男

館林守れ大石氏源敏長綱吉公二十五年と録しのみ
其所以志を酒井雅正次忠信也是るも正業少忠徳公に
源和系稱のほはたまたしりる也一正業少は正男より
に斗しりて或い為り差の方又正業少は正男より
舟といはる國も相くせむしりるの 作生も正男
系正業少にさるり世に正業少は正男より 伝へか
まきいし正業少は正男より 誠路たのり 義徳
大石氏も正業少は正男より 河内守忠貞と号し女子五人
あり一を友室和泉守正二を正業少守室三を正
業少代守室之に中川因幡守室を正業少守室
あり正業少正業少正業少正業少正業少正業少正業少
枝と正業少正業少正業少正業少正業少正業少正業少
斗いし正業少正業少正業少正業少正業少正業少正業少

の所も何進兵部補第田甲斐一守して對兵の少中い
畏負先は方多ししむし先は威勢ありて此を以て
し是源おしく心威威つものせたる

○九馬以殿証証証免の事

治根津字大野の事

治根津字大野の事

上兵又字大野を弟一乃使居ふといふ子孫を以て九馬を
一馬一人がん一社を命じて以て神を祀りては下野に於て
新小社と造りて根津の社と造りて是より先は虎形虎形虎
形といふ所の事世に人々を正す

○酒井雅幸の事

治九馬以治の事

上野酒井雅幸守立部方柳川幸仁親王と以養良君たりし
も一は柳川幸仁親王の現據を以て首尾能官位昇進し

大老執權を成政はたすべしといは畏負れは安きと
し常より治の事とて以て養良君の事とて以て治の事とて
之乃治の事とて治の事とて以て治の事とて以て治の事とて
物入多し故其治の事とて以て治の事とて以て治の事とて
と伴ふも治の事とて以て治の事とて以て治の事とて以て治の事とて
なは兩家より治の事とて以て治の事とて以て治の事とて以て治の事とて
二治五石治は治の事とて以て治の事とて以て治の事とて以て治の事とて
治の事とて以て治の事とて以て治の事とて以て治の事とて以て治の事とて
少しし治の事とて以て治の事とて以て治の事とて以て治の事とて以て治の事とて
亦も方治の事とて以て治の事とて以て治の事とて以て治の事とて以て治の事とて
附人戸田兵衛守治の事とて以て治の事とて以て治の事とて以て治の事とて以て治の事とて
世に治の事とて以て治の事とて以て治の事とて以て治の事とて以て治の事とて
所は治の事とて以て治の事とて以て治の事とて以て治の事とて以て治の事とて

○堀田侍守秀の事

堀田侍守秀の事

上野館林殿すくすく少成は昔天皇清和天皇の御
別格大納言に任し母の丸く了とて皇中法文名は松
紙といはれぬ八月廿七日に前年忠徳公は使員と
控寄ありし是に歳を筑殿し号し奉もも日海井
御未は去る歳とす之を御に下取とて言ひまはさ
下とて作後土も久と座なること堀田侍守秀も
厄なるといふ故る不の増とて去る歳とて作守松
系丹後守とて御守に任すの任不詳判ありし名高
号しとての事小治長忠信守子息丹後守とて不
守守とて思ふ事とて言ふ事ト思

○館林より示録の事出世以来

海護持院大僧正の御事

上野館林殿すくすく少成は昔天皇清和天皇の御
別格大納言に任し母の丸く了とて皇中法文名は松
紙といはれぬ八月廿七日に前年忠徳公は使員と
控寄ありし是に歳を筑殿し号し奉もも日海井
御未は去る歳とす之を御に下取とて言ひまはさ
下とて作後土も久と座なること堀田侍守秀も
厄なるといふ故る不の増とて去る歳とて作守松
系丹後守とて御守に任すの任不詳判ありし名高
号しとての事小治長忠信守子息丹後守とて不
守守とて思ふ事とて言ふ事ト思

物中へ天を重くしつゝ家可なりけり少くも天下の学校
と建つるを重くしつゝ建てるも一しとせしむるが事
の事には尤又武天皇を大室元年 初め日本不始て粘粟
初まはれより所と建てるも一しつゝ信字にせしむるは
て中古の絶し 以膏伐するて度信大綱之義也其持を
妻とて信也に人持不始て信也信也信也信也信也
る不も好講失の由りなりなりなりなりなりなりなり
え未だそのとてこの所の一しつゝ信也信也信也信也
以信也信也信也信也

○湯島を重くしつゝ建てるも一しつゝ
救世禁制の事
去程に重くしつゝ信也信也信也信也信也信也
奉りつゝ信也信也信也信也信也信也信也

治本依即半信也信也信也信也信也信也
善法も一しつゝ信也信也信也信也信也信也
計ひしつゝ信也信也信也信也信也信也
と信也信也信也信也信也信也信也
將軍家の信也信也信也信也信也信也
この事也信也信也信也信也信也信也
小及も信也信也信也信也信也信也信也
也信也信也信也信也信也信也信也

○酒飲金計の事
治本依即半信也信也信也信也信也信也

美濃守中政名は作有るをきりて下北政房美濃守
の斗りかゝりぬ **中政** 辨次十三人の節とても由流き五拾
万石の掃りの由 **中政** 今も先年の事あるに流るること
なく流ぬありあるに要するありに子見好むやとて
流るるがは自是こととせ **あや** 新編 不は流るる
少く懸念せ給ひて先年の将軍を命はせし平人の女
を御用な職公に共取らば事あり **上** 先年の
是共部と見すす **下** 少引馬とり **御** 御
の場とて **上** 少引馬とり **御** 御
多し **下** 少引馬とり **御** 御
少 **上** 少引馬とり **御** 御
し **下** 少引馬とり **御** 御
と **上** 少引馬とり **御** 御

二男三男 **上** 出 **下** 出 **上** 出 **下** 出
式 **上** 出 **下** 出 **上** 出 **下** 出

○辨次再い美濃守に就く事

治肝急事是情平流と敷く事

去程不辨次美濃守を先職と成位を位少将十年
公代十五万二千二百石とて身せし **上** 出 **下** 出

し **上** 出 **下** 出

○美濃守國元子孫情夫婦と親事

治世平年平流と切事

○辨次平年の名を流る事

治井伊平年平流と切事

上 **上** 出 **下** 出 **上** 出 **下** 出
中 **上** 出 **下** 出 **上** 出 **下** 出

中將軍の意と改載の事不付少く、本侯は悔小差
と佛さまの中飲し、中三是れは、
若き未を改易又之以、
す若かりり、
し、
つらも、
いさ之、
日、
信、
ち、
り、
一、
如、

若侯平亮より於法人の取手と
押使女房姫より例くわす

君息日休進

中將軍の意と改載の事不付少く、本侯は悔小差
と佛さまの中飲し、
若き未を改易又之以、
す若かりり、
し、
つらも、
いさ之、
日、
信、
ち、
り、
一、
如、

中三

井伊掃部中を本多中將太

後之井伊中多酒井神奈の如く勤王の格を以てし
今神奈は其の如く依りて世に其の如く勤王の格を以てし
亦去保の如く勤王の格を以てし
又云々

○黄川光國の致書と云々の事

○美濃守去保下るる事
消復持流調伏と云々の事

上原研傳と云々の事
此の如く世に依りて

○美濃守之返書と云々の事

此の如く世に依りて
又云々

石の如く世に依りて
又云々

甲斐國と云々の事
又云々

宝永元年八月
御朱下
甲斐守将との

○大久保大隅守白之返書と云々の事
又云々

一 一しやむらぬらむく去時不有少命は去後し持ひて懐
き近き秋と代高き時津田と去後 世に皆無き所 言持は
望し人々も千日不於て獄の入りなりと仕止む海
と後世修業はありてしやむらぬらむく 天人
に於ていと志しやむらぬらむく 天人と云ひありて 黄
漢のりはむくといふ事とありて 天皇を始り 法儀美
まてはこがしむらぬらむく 中興

關西の事と事、たむけり

一 志金の雞

志金

そまあるるま家皇帝一西のまきし由家と云はるる
一 群師定とて宝とてはまは度至るる家也
一 倭家の事とて筆抄也 志金
そま聖徳の雞ありるま一乃筆抄とて志金の事あり

一 志金の雞 志金

一 寶抄あり

- 一 漢陽宮の棟瓦 二枚
- 一 咸陽宮の棟瓦 四枚
- 一 定都の巻紙 三枚
- 一 千枚分洞 一枚
- 一 白紙の旗 五枚
- 一 黄金の佛 三十体
- 一 日蓮子 一枚
- 一 伽羅の旗 七枚
- 一 淨用舎堂文 八枚

中興

日蓮入之巻紙二

八枚

大 家康より以中取あるを以て不承りて關所のせり
は此の如くして今より百あるを以て八幡の田地二百
鶏の掛物有るを以てはもとより其後又少あるに
よりて名と名を以てするに以て今より百あるを以て
八幡のては家康の如くして今より百あるを以ては
法別ありしは其の如くして今より百あるを以ては
らにありしは其の如くして今より百あるを以ては
今より百あるを以ては其の如くして今より百あるを以ては
法別ありしは其の如くして今より百あるを以ては
○少丸新に敵に之を
海軍の如くして今より百あるを以ては
初らるるは關所の是れ関を以て定むるを以ては
江人の如くして今より百あるを以ては

内令の如くして今より百あるを以ては
女を以て今より百あるを以ては
○間部越前守と申すは其の如くして今より百あるを以ては
上野間部越前守と申すは其の如くして今より百あるを以ては
存とて今より百あるを以ては
なれは其の如くして今より百あるを以ては
以て其の如くして今より百あるを以ては
○甲斐守と申すは其の如くして今より百あるを以ては
海軍の如くして今より百あるを以ては

○甲斐守と申すは其の如くして今より百あるを以ては
海軍の如くして今より百あるを以ては

上無きものしひやうの事と成りし事か
將軍作らば
好む所の故
の甲府は宰相の命小甲府に
あつた事と追て
先誠意を甲斐守と成
先中大夫の命沙汰すし
白草紙を甲斐守に
宛りし少の事とす
上首の事

○井俣掃部左衛門尉之丞之丞之丞

治古保連判状一書

如左保綱志との御意下とす
事なるに
事自尤大長
唯是事は知れし
治古保連判状一書
事なるに
事自尤大長
唯是事は知れし
治古保連判状一書

左は不節をて
事なるに
事自尤大長
唯是事は知れし
治古保連判状一書

○諸大名待軍の記一書

治根城去程判状一書

○賢女劔と判て護國一書

治諸大名夜中参候一書

既ふも年々
治諸大名夜中参候一書

つゆやうとあるは名義の法と名は存効と雖もやうに後
りて東軍小及んとすは新法にてまらやけ
り申さるるはしり申すは申也 中興 夫より家宣と申軍
と稱しあるは代目以下又照流に稱せりりり又是
て禁中へのは知せは使番伏えを水に修り申進ひて
は有軍の申奉國よりはしり申すは知を中坊長
たあつ夜申小申すはまより思生はは作を直にの大小
久保の頃申すは申す軍國の古に留まはと申す言は終
家宣と新將軍は乃に候ひしと遊くして前將軍は使
の方にて作てはしり申す 下四
○將沢百石名のは是言とて申すは申す
附甲斐守家宣の續の事
ぬり申す意申すは申すは掃部次とに例しては家宣とに

代を言りしは河部小治とて申すは是言の事
大逆を言はるるは子見甲斐守の事は是言の事
言はるるは是言の事は是言の事は是言の事
人となしは是言の事は是言の事は是言の事
あまはは是言の事は是言の事は是言の事
及はるるは是言の事は是言の事は是言の事
詳判書とて申すは是言の事は是言の事
しあるは是言の事は是言の事は是言の事
あつは是言の事は是言の事は是言の事
は是言の事は是言の事は是言の事
常憲院殿やり申すは家宣の將軍の事は是言の事
掃部守太左衛門の事は是言の事は是言の事
上は候はるるは是言の事は是言の事は是言の事

[Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

